第5章 その他の具体的施策

- 5 1. いきがいを持っていきいきと暮らすことができるまちづくり
 - 5 1 1. 高齢社会のいきがいづくり

生涯学習の推進

<現状と課題>

本市では、これまで中央公民館や市民図書館、自由民権記念館等で様々な講座や教室を開催し、生涯学習(14)を積極的に進めてきました。保健福祉センター、東部健康福祉センター、高知市老人クラブ連合会を中心とした南部健康福祉センター、老人福祉センター等の施設でも、高齢者を対象とした各種講座に取り組み、高齢者の生涯学習を通じたいきがいづくりを応援してきています。さらに平成14年4月には、市民の生涯学習と文化の拠点施設として高知市文化プラザ・かるぽーとを開館し、生涯学習のより一層の推進を図ってきました。

より身近な地域での生涯学習活動の支援としては、年 1 校の割合で小学校へ生涯学習室を開設(平成 17 年 9 月現在市内 41 小学校の内 18 校開設)してきました。また、地域の公民館等で活動する「地域学習グループ」を指定(平成 17 年 9 月 1 日現在 115 グループ)し、地域に根づくような自主的で多様な活動を支援してきました。

生涯学習の情報提供としては、「社会教育のしおり」や生涯学習ガイドブック「らいふたいむ」等、部局を越えた情報誌を作成し、インターネットでも公開して、市民への情報提供を強化してきました。

今後は、市内約 170 ヵ所の自治公民館での活動に重点を置き、より地域に密着した生涯学習の場の整備や活動支援をしていく必要があります。

< 今後の方向性 >

小学校への生涯学習室開設を年 1 校ずつ継続します。 自治公民館での活動への支援を充実していきます。

- ・学校施設開放事業(生涯学習課)
- ・高齢者の生きがいづくり促進事業(元気いきがい課)
- ・地域交流デイサービス事業(元気いきがい課)
- ・高知市老人クラブ連合会活動支援(元気いきがい課)
- ・移動図書館(市民図書館)
- ・高知市文化プラザでの講座や文化事業の実施(高知市文化振興事業団)
- ・ふれあいセンターや自治公民館等での各種講座の実施(生涯学習課)

••••••••

生涯スポーツの推進

<現状と課題>

本市では、高知市立の 41 小学校と 17 中学校の学校体育施設を地域住民のスポーツ活動に開放しています。グランドに関しても、15 の小中学校に夜間照明灯を設置し、スポーツ活動の場を広げてきました。

また、各地域で様々な世代が様々なスポーツを楽しむための組織(地区体育会・総合型地域スポーツクラブ)を強化・推進してきました。

各種スポーツ教室の開催や指導者の養成、スポーツ交流会等により、 スポーツの普及も積極的に進めてきました。

今後の課題として、健康福祉・医療・教育・体育と各行政分野から 総合的にとらえた生涯スポーツの推進施策を考えていかねばならない 時期にきています。

< 今後の方向性 >

子どもから高齢者、障害のあるなしに関わらず全ての人が主体的にスポーツする環境を整える~「する」スポーツの振興、興味付け、関心を深める機会の拡大と情報を発信する~「みる」スポーツの振興、各種のボランティア活動の情報提供をする~「ささえる」スポーツの振興等の視点に立ち、学校体育施設も含めたスポーツ施設の有効的な活用及び維持管理や指導者の養成、スポーツ教室及び各種大会の開催等を有機的に結びつけ、生涯スポーツの振興を図っていきます。

事業等

- ・健康増進教室(高知市スポーツ振興事業団)
- ・高齢者スポーツ交流会(高知市スポーツ振興事業団)
- ・高齢者スポーツ指導者養成講習会(スポーツ振興課)
- ・地区対抗スポーツ大会(スポーツ振興課)
- ・スポーツレクリエーション祭(スポーツ振興課)
- ・中央公民館での各種講座(高知市文化振興事業団)

14 生涯学習

学校教育だけでなく、生涯にわたリ学び成長する権利を保障するもので、生涯教育ともいいます。

高齢者の社会参加

<現状と課題>

平均寿命が延びることで、定年退職後の第二の人生が長く楽しめるようになりました。一方、年金制度の改正による給付の先延べや減額により、老後の人生設計の見直しを余儀なくされています。こうしたことから何らかの仕事を求める高齢者が増えてくるものと考えられます。高齢者には長い人生経験に培われた様々な能力があり、これらを活用した求人の対象拡大と就業への適切なコーディネートが課題です。

本市では、シルバー人材センターを中心にいきがいづくりとしての 仕事の場の確保を図ってきました。ここ数年、高齢者の就労意欲が高 まるなかでシルバー人材センター会員数は増加傾向にありますが、ま もなく定年退職を迎える団塊の世代にいかに対応するか、新しい課題 への取り組みが必要となっています。

この他、ボランティア活動への支援としては、平成 15 年 3 月には、地域活動やボランティア活動等にどのように参加したらよいのかわからないという声を受けて、ボランティア等市民活動紹介冊子「なかまにどうぞ」を発行し、地域活動やボランティア活動に関する市民への情報提供を充実させてきました。

< 今後の方向性 >

シルバー人材センターやハローワーク等の既存組織の活用による就業の斡旋を行うと同時に、高齢者が再就職できるための職能訓練等を関係機関と協力しながら推進していきます。

また、ボランティアとして、いきいき百歳の地域づくりの活動に積極的に参加していただけるようにしていきます。

- ・高知市シルバー人材センター補助金(商工労政総務課)
- ・介護予防事業(介護保険課・健康づくり課)

•••••••

5 1 2. 高齢社会の健康づくり

たばこ対策の推進

<現状と課題>

平成 12 年度から国では、平成 22 年を目指した新たな健康づくり運動として健康日本 21 (15)への取り組みを開始しました。本市でもこのような国の動きを受けて新たな健康づくりの取り組みとして、たばこの健康に及ぼす影響に着目し、「たばこと健康を考える懇話会」を平成 14 年度に立ち上げ、今後の本市におけるたばこ対策の推進にあたっての課題や方策等について、幅広い分野の方で検討をしていただきました。

平成 15 年度には、懇話会の提言を受けて「高知市喫煙対策検討委員会」を立ち上げ、平成 16 年度からの 5 年間の「高知市喫煙対策実施計画」を作成し、庁舎内での分煙や受動喫煙対策や禁煙を希望する市民への集団禁煙サポート、学校での喫煙防止対策推進を図ってきました。高知市保健所ホームページでの啓発も積極的に行ってきました。

今後も、禁煙したい人へのサポートの充実や、未成年者の喫煙開始や喫煙習慣の防止のための取り組み、公共の場所における分煙の推進といった禁煙・防煙・分煙対策を総合的に拡大し推進していくことが必要です。

< 今後の方向性 >

「高知市喫煙対策実施計画」に基づき、公共施設における禁煙・分煙状況実態調査の実施や養護教諭を対象とした研修会、乳幼児の保護者に対して受動喫煙防止の啓発や禁煙サポートをしていきます。

事業等

・らくらく禁煙講座(健康づくり課)

15 健康日本 21

生活習慣病及びその原因となる生活習慣などの国民の保健医療対策上重要となる課題について、2010 年度を目途として目標を提示して、展開されている国民健康づくり運動です。

生活習慣病(16)の予防

<現状と課題>

高知市民の死因の 6 割以上をがん、心疾患、脳卒中等が占めており、その予防のためには、食生活、運動、たばこ、アルコール、歯の健康等の生活習慣の改善が必要です。本市ではこれまで、食生活改善推進委員(17)の活動をはじめ、あらゆる機会を捉えた形での健康教育を行ってきました。

生活習慣病の中でも増加している糖尿病への対策が急務となっており、平成 16 年度から健康診査の有所見者を対象に耐糖能異常(18)個別健康教育を取り入れました。今後さらに予防活動を充実するためには、効果的な方法の確立が課題となります。

< 今後の方向性 >

子どもからお年寄りまで、すべての世代を通じて生活習慣病の予防 の啓発に、あらゆる機会を通じて取り組んでいきます。

今後も、一人ひとりの対象者の生活背景や知識レベルにあわせて指導できるよう、より効果的な生活習慣病予防への取り組みを進めていきます。

事業等

- ・健康教育事業(健康づくり課)
- ・各種健康診査事業(健康づくり課)
- ・食生活改善推進員育成事業(健康づくり課)
- ・歯科保健事業(健康づくり課)
- ・糖尿病予防フェア(保険医療課、健康づくり課)
- ・個別健康教育(健康づくり課)

16 生活習慣病

糖尿病、高血圧、高脂血症、通風等、食生活を中心とした生活習慣病に関与する一連の病気群を示す呼称です。 国民に生活習慣の重要性を喚起し、健康に対する自発性を促すために、長年使われてきた 城人病」に変わって 生活習慣病」という名称を使うようになりました。

17 食生活改善推進員 (ヘルスメイト)

市町村が実施する食生活改善推進教室を修了して、食生活改善についての調理実習や生活習慣病予防のための講習会を地域の中で実施している人。本市では、平成7年に高知市食生活改善推進協議会が結成され、現在約100人の食生活改善推進員(ヘルスメイト)がおり、地域でボランティア活動を展開しています。

18 耐糖能異常

糖尿病の検査で、正常とは言えないが糖尿病と判定するまでにはいたっていない状態のこと。

•••••••••

健康診査の効果的な実施

<現状と課題>

本市では、生活習慣病等の疾病の早期発見、早期治療のために、基本健康診査や、各種がん検診に取り組んできました。平成16年度からは、乳がん検診にマンモグラフィー(19)を導入して視触診と併用して実施しています。

しかし、現在のような集団検診方式では、時間や場所の制約があり、 多様化する市民のニーズに応えきれなくなっています。

また、急速に増加している後期高齢者では、身体的疾患の発見より も、生活機能の低下を早期に発見し、要介護状態になることを予防す ることの方が重要だといわれています。

< 今後の方向性 >

基本健康診査については、受診機会の拡大、かかりつけ医の定着を図ることを目的として、集団方式から個別方式に重点を移していきます。

また、介護予防の視点から高齢者の生活機能の評価を健康診査に取り入れます。

- ・各種健康診査事業(健康づくり課)
- ・介護予防健診(健康づくり課)

¹⁹ マンモグラフィー

乳房のエックス線撮影のこと。乳房全体がやわらかい組織でエックス線の吸収が少ないため、専用のエックス線装置やフィルムを使う必要があります。マンモグラフィーでは、触診の難しい小さなガンを描出することもできます。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及

<現状と課題>

本市では、個別健康診査の推進や在宅歯科訪問を通じて、市民に広くかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及を図ってきました。

最近では、市民の中にもかかりつけ医を持つことの良さが徐々に浸透し、高齢者では8割の方がかかりつけ医を持っています。しかし、20~64歳では、かかりつけ医を持つ方はまだ少なく、健康なときからかかりつけ医を持つことの利点を啓発していくことが必要です。

一方、かかりつけ歯科医については、市民における認知度が低く、 歯科診療所 = 治療という認識が大半を占めているのが現状です。特に、 介護度が高い高齢者ほどかかりつけ歯科医を持っている者の割合が低 いこともわかりました。

青壮年期の歯周病や、高齢者の口腔ケアは重要であり、市民が予防のための正しい知識と方法を知り実践することとともに、口腔健康管理をするためのかかりつけ歯科医の普及が必要です。

<今後の方向性>

生活習慣病を予防するためには、若い時期から定期的な健康チェックを受けることや、日頃から気軽に相談できる、かかりつけ医を持つことが大切です。

今後は、個別健康診査方式の拡大、移行によってかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及に取り組みます。

- ・各種個別健康診査事業(健康づくり課)
- ・健康教育事業(健康づくり課)
- ・障害者等歯科保健サービス推進事業(健康づくり課)

5 2.誰もがお互いを認めあい共に生きていくことができるまちづくり

5 2 1.地域やコミュニティによる活動の支援

共に支え合い助け合う地域の拠点づくり

<現状と課題>

本市では、共に支えあい助け合う地域の拠点として、平成 11 年になごやか宅老事業を開始しました。現在、市内に民家改修型 10 か所、老人福祉センター等の公的施設利用型 9 か所の計 19 か所の宅老所を開設しています。

この間、介護保険制度の導入等なごやか宅老事業の背景は劇的に変 遷し、現在では、集う場から介護予防の拠点へとその主な役割を変え つつあります。

具体的には、民家改修型を中心に運動器の機能向上プログラム「いきいき百歳体操」を取り入れています。「いきいき百歳体操」の実施により、利用者の体力が維持もしくは改善されただけでなく、元気高齢者から虚弱や介護認定を受けている高齢者まで利用者に広がりが見られ、介護予防の活動をきっかけに地域での拠点へと成長していく準備ができたといえます。

一方、宅老所から、介護保険の通所介護事業所の指定を受けたところが平成17年度に1ヶ所あります。多機能化や介護保険・障害者のサービス事業者への移行等、より専門性やマンパワー(人的資源)を必要とする事業への進出・転換をしていく方向性もあるのではないかと考えます。

< 今後の方向性 >

住み慣れた地域での介護予防の拠点として、なごやか宅老事業を展開していきます。特に介護予防に効果のあるプログラムについて、地域に情報を発信できるよう保健福祉の両面からフォローしていきます。

また、新設する高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)や健康づくり課と連携して地域の社会資源の発見や、介護認定の有無にかかわらず宅老所でなんらかの役割が持てるように支援します。

事業等

・なごやか宅老事業(元気いきがい課)

世代間交流の仕組みづくり

<現状と課題>

本市では、世代間交流を進めるために、保育園児と地域の高齢者が 交流を楽しむ活動や、小中学校の「総合的な学習の時間」に高齢者が 多くの経験から得た生活のいろいろな知恵や遊びを次の世代へ伝える といった取り組み、市立中学校における体験活動事業の中での福祉施 設における福祉体験、公民館での事業のひとつである世代間交流ふれ あい事業等さまざまな取り組みをしてきました。

しかし、高齢者の増加に伴い、家庭内で世代交流の機会の少ない高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯が増加していることから、地域での様々な世代間交流の機会は一層少なくなっています。今後は、地域での様々な活動や教育の場で、高齢者と子どもたちが集える場づくりや機会を一層進めることが求められています。

< 今後の方向性 >

小学校への生涯学習室の開設を促進し、世代を越えて交流できる場 を確保します。

公民館での世代間交流ふれあい事業を継続します。

- ・保育所地域活動事業(保育課 平成18年4月~)
- ・地域交流デイサービス事業(元気いきがい課)
- ・世代間交流ふれあい事業(生涯学習課)
- ·中学生体験活動推進事業(学校教育課)

•••••••••

地域リハビリテーションの推進

<現状と課題>

地域リハビリテーションは、高齢者や身体障害者だけでなく、障害のあるすべての人が住み慣れた地域の中でいきいきとした生活ができるよう、地域全体でお互いに支え合う仕組みを作ることを目的としています。

そのためには、日常生活への支援はもとより、これらの人々が地域から孤立するのを防いだり、障害のある人たち同士の自主活動や、社会参加を支援する活動が不可欠です。また、保健、福祉、医療の垣根を越えた連携とネットワークによる支援体制もこれまで以上に重要となります。しかし、このような活動を推進するためには、行政主導の活動では限界があり、地域の人々の見守りや支え合いの意識や活動がなくてはなりません。

高知市保健所は、平成 14 年 11 月に、高知県から地域リハビリテーション広域支援センターとして指定されるとともに、市内の地域リハビリテーション活動を行う人や、機関に対する支援を委託され、高齢者、障害者の自立と地域づくり活動の支援を目的として、ケア関係者を対象に研修会等を実施してきました。

< 今後の方向性 >

地域リハビリテーション広域支援センターとして、高知市内のリハビリテーション実施機関に対して、サービスの質の向上や、効果的なサービス提供が行えるよう支援します。

新たな介護予防の取り組みでは、地域リハビリテーションの理念を基 に高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)と連携し、 地域の住民と協働した活動を展開します。

- ・広域支援センター機関誌発行(健康づくり課)
- ・地域づくり研修会(健康づくり課)
- ・リハ技術研修会(健康づくり課)

5 2 2.誰もが暮らしやすい社会環境、生活環境づくり

公共空間や交通のバリアフリー化(20)

<現状と課題>

本市では、平成 12 年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称:交通バリアフリー法)に基づき、平成 22 年度までの計画として「高知市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

また、平成 10 年度から「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、不特定多数が利用する公共的施設について、障害者や高齢者等に配慮した施設整備がなされるよう指導及び助言を行って、整備基準に適合した建築物等には適合証を交付しています。

< 今後の方向性 >

公共空間や交通のバリアフリー化のためには、行政だけではなく市民 や事業者の理解と協力が不可欠です。人にやさしいまちづくりについて、 市職員はもちろん、市民、事業者への普及、啓発に努めます。

また、「高知市交通バリアフリー基本構想」に基づいて作成された個別事業計画を推進していきます。

事業等

- ・高知市交通バリアフリー基本構想(都市計画課)
- ・高知県ひとにやさしいまちづくり条例の審査等(元気いきがい課・建築指導課)

20 バリアフリー化

障害者や高齢者をはじめ誰もが自由に行動でき快適な生活をできるために工夫をすすめることで、例えば、道路や建物の入り口の段差解消や多目的 トイレ、視覚障害者にも対応 した案内標識、エレベーターやスロープの設置等のことです。

生活空間の環境整備

<現状と課題>

現在、在宅要援護高齢者の約5割の方が、寝たきりになっても在宅での生活を希望しています。要援護高齢者が在宅で生活を続けるためには、適切な福祉サービスを利用するとともに、住環境を整備することも重要です。また、住環境整備は介護者の負担軽減にもなります。

本市では、平成7年度から住宅改造に対する助成制度を独自で設けています。また、平成12年に介護保険が始まり、小規模の住宅改修が保険給付の対象となったことから多くの改修が行われるようになりました。しかし、その一方で、最近では不必要な改修を行う悪質な住宅リフォームが社会問題化しています。

そのため、より自立支援に向けた適切な住宅改修が実施できるよう、 平成 16 年度から、住宅改造助成事業及び介護保険制度等における住宅 改修にかかる相談助言を行うアドバイス事業を、専門的な知識を有す る NPO 法人に委託しています。

< 今後の方向性 >

適切な住宅改修の実施に向け、上記アドバイス事業をより活用・充 実していきます。

- ・住宅改造助成事業(元気いきがい課)
- ・住宅改造アドバイザー事業(元気いきがい課)

福祉ニーズに応える住宅の整備

<現状と課題>

本市では、ひとり暮らしの高齢者が多く、特に女性の 65 才以上では 3 . 5 人に 1 人が単身者となっています(2000 年国勢調査より)。全国的にこうした状況が顕著であることから、国では平成 13 年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を施行し、住宅施策と福祉施策とを併せた考え方で、高齢者の居住の安定の確保を図ろうとしています。

本市でも高齢者向け優良賃貸住宅への助成や、市営住宅の建替に当たってのバリアフリー化や地震による家具転倒防止策を考慮する等、高齢者等の安全確保に配慮した公営住宅の建設を進めています。更に、シルバーハウジング公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅に生活援助員を配置し、高齢者の健康面、生活面の不安の解消を図っています。

また、平成 16 年に高知市のホームページ中に「高知市住まいのガイド」のサイトを立ち上げ、その中で加齢等による身体機能の低下や障害等が生じた場合にも住み続けられるバリアフリーの設計や、災害に強い住宅等についての情報発信をしています。

<今後の方向性>

市民の住宅に関する意識の向上等、良好な住まいづくりへと誘導するための情報発信等を継続して行ないます。

また、今後も市営住宅の建替にあたっては、バリアフリー化を図る等安全に配慮した住宅の整備を進めます。

生活援助員を派遣している既存住宅については事業を継続するとともに、地域での見守り体制の構築を検討していきます。

- ・高齢者向け優良賃貸住宅制度(住宅課)
- ・公営住宅制度(特定目的住宅)(住宅課)
- ・高齢者住宅等安心確保事業(元気いきがい課)

•••••••••

災害時の支援体制

<現状と課題>

在宅で生活している高齢者で、日常生活に支援が必要な方、移動・行動に支援が必要な方など、身心状況や生活環境により、事前の防災対策 等が必要になります。

本市では、一人暮らしの高齢者等への防災訪問を実施しています。また台風による災害が予想される場合は、特別養護老人ホームのショートステイ床の空き情報を収集し、事前避難時の施設紹介や、災害対策(水防)本部が避難勧告・避難指示を出した場合の受け入れ依頼に備えています。地域の自主防災組織や町内会、地域住民と連携した災害時の要援護者

対策の構築にも努めてきました。 しかしながら、近い将来発生することが予測されている南海大震災に 備え更なる取り組みが必要となっています。

< 今後の方向性 >

本市では、平成 17 年度より「健康福祉部災害対策検討会」を立ち上げ、 災害医療救護計画・マニュアルの策定に取り組んでおり、平成 18 年度より地域防災計画と連動した「災害時要援護者支援活動マニュアル」を作 成するよう検討を進める予定です。

特に大規模な災害時は行政のみでは対応できず、地域の民生委員や居宅介護事業所、医療機関、地域自主防災組織などの連携が必要不可欠となるため、災害発生時にどのように連携していくかについて、モデル地区を設定し、連携体制の確立に向けた取り組みを進めることにしております。

また、被災した高齢者や障害者の緊急避難先として、特別養護老人ホームや養護老人ホームでの受け入れ体制など、福祉的な避難場所の整備についても関係機関と協議してまいります。

- ・災害時等緊急対応ショートステイ事業(元気いきがい課)
- ・一人暮らしの高齢者・身体不自由者防災訪問(消防局予防課)
- ・地域防災計画(防災対策課)
- ・災害時要援護者支援活動マニュアル作成(元気いきがい課)

5 3. 生涯を通じて安心して暮らすことができるまちづくり

5 3 1.様々な支援体制の充実

家族介護者支援

<現状と課題>

「できることなら在宅で介護したい」という気持ちがありながらも、実際の介護は介護者にとって身体的、精神的、経済的に大きな負担となります。介護保険制度の開始により、サービス供給量が増え、また介護サービスが選択できるようになり、介護負担はある程度軽減されたのではないかと考えますが、グループホームや施設への入所申請者が増え続けている現状からは、介護サービスだけでは介護負担の軽減に十分対応できていないといえます。特に、認知症高齢者については症状や行動により、介護サービス提供が困難となっている事例も目立ち、家族の介護負担は大きくなっています。

このような負担軽減のために経済的支援としては、介護保険サービスを利用していない家族介護者への家族介護慰労金の支給や、要介護 3以上の家族介護者への介護用品支給があります。

精神的支援としては、平成 12 年度から高知市保健所に認知症に関する相談窓口を設置し、また家族介護者の組織と連携して必要な人がピアサポート(同じ立場の人や同じ経験をした人に支えられること)の支援を受けられるように努めました。

介護負担は介護者の健康にも大きく影響することから、介護者の健康を支援することも課題となっています。

< 今後の方向性 >

在宅介護を希望している家族介護者を支援するためには、介護サービスにより介護負担の軽減を図ることと、介護者同士の支えあいや地域の理解と支えが必要です。

特に介護負担が大きいことが考えられる、認知症高齢者を介護している家族への支援体制を充実させていくことが重要です。

- ・家族介護慰労金支給事業(元気いきがい課)
- ・家族介護用品支給事業(元気いきがい課)

救急医療から在宅ケアまでの連携

<現状と課題>

医療機関の機能分化と入院期間の短縮が進む中で、施設間、施設と在宅サービス機関間の連携がより重要になってきています。特に施設から在宅へ戻るときが課題で、これからは在宅復帰に向けて入院中から施設と在宅サービス機関とが協同して準備をすすめていくシステム作りが求められています。

県下の地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会でも急性期、回復期、維持期(在宅)の連携について検討が必要という問題提起がなされ、現在統一した連絡票の作成に向けて検討が開始されています。

< 今後の方向性 >

地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会での検討に参加するとともに、高知市広域支援センターとしても市内の回復期リハ病棟をもつ医療機関とも個別ケースや事例検討会、研修会等を通じて連携を強めてシステム作りを進めていきます。

在宅医療と在宅における終末期医療の充実

<現状と課題>

本市では医療機関に恵まれていたこともあって、高齢者の医療を入院医療に依存する割合が高い状態が続いてきました。

しかし、医療制度改革の中で、入院期間が短縮され、医療需要の高い人が在宅で生活することが多くなってきました。また、在宅の要援護者も、多くができるだけ家で生活することを望んでいます。介護保険制度が始まりましたが、在宅介護を推進していくためには、在宅医療の充実が不可欠です。

また、がんの末期等でも、入院して延命治療を受けるよりも、在宅でできるだけ家族と共に過ごすこと(在宅ホスピス)を希望する人も増えてきつつあります。本市では、ほとんどの方が医療機関で亡くなられていますが、今後は臨終の場所を本人の希望に基づいて選ぶことのできる環境づくりも課題となります。

< 今後の方向性 >

在宅医療を進めていくためには、かかりつけ医を中心として、高度な検査や急性増悪時の入院を受け持つ病院(二次医療機関)、看護を受けもつ訪問看護ステーション、介護や生活面を支える福祉サービス機関等がネットワークを組んで協力していくことが必要です。

また、当事者や介護者を支えるメンタル面での支援も考えていかなければなりません。

事業等

・医療機関との連携

•••••••

権利擁護の普及推進

<現状と課題>

本市では、成年後見制度の利用に関するパンフレットの作成をはじめ、制度の普及・周知を行ってきました。そして、身寄りのない認知症高齢者等、必要な場合には、家庭裁判所に市長が成年後見申立てを行い、低所得の対象者には後見人への報酬について経済的支援が必要と考えています。

また、高知県社会福祉協議会と高知市社会福祉協議会(21)の連携の下、生活援助員が、判断力が不十分な認知症高齢者等に代わって、様々なサービス利用手続きや申請の代行、日常的な金銭管理等を有料で行う地域福祉権利擁護事業(22)が実施されています。

< 今後の方向性 >

新設される高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター) に権利擁護に関する総合相談窓口を開設し、司法書士等の専門家の助 言を得ながら、必要な機関につなげる支援をします。

また、市民や地域の関係組織、あるいは介護保険等のサービス事業者に対して、「権利擁護の考え方」や、具体的手段としての「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」等について、周知啓発に努めます。

事業等

- ・成年後見制度利用支援事業(元気いきがい課)
- ・成年後見制度アドバイザー事業(介護保険課)

21 社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人のひとつです。地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、住民の福祉を増進することを目的とする組織です。

22 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が低下した方が、自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業です。

5 3 2.介護保険を円滑に実施するために

サービスの質の向上と評価の仕組みづくり

<現状と課題>

介護保険が始まって 6 年間で在宅サービスの量は大きく拡大しました。 しかし、サービスの利用で必ずしも利用者の自立が促進されているとは いえず、今後はサービスの質の面での向上が大きな課題です。また、利 用者にとってどのサービス事業所が良いサービス、ケアプランを提供し てくれるのかの情報が少ないことも問題です。

このような状況の中で、今回の介護保険法改正ではサービス事業者の指定やケアマネジャーの資格の更新制や、都道府県による各介護保険サービス事業者の情報の公開が義務付けられました。

< 今後の方向性 >

これからは事業者が自立のためのよりよいサービスを競い合うような 仕組み作りが必要です。

新設する高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)で地域の在宅サービスの情報を収集してケアマネジャーのプラン作成を支援します。また、高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)の介護予防ケアマネジメントでは介護度の改善を1つの目安にしてサービスを選択してケアプランを組んでいきます。

介護保険の周知と情報提供

<現状と課題>

介護保険制度の普及啓発については、しおりやパンフレットの作成・配布、広報誌、市のホームページ、テレホンガイド等による情報提供を 実施してきました。

また、介護保険制度では、利用者自身がサービスの種類や事業者を選択できるようになっていることから、その自由な選択に資するために、サービス利用の入り口となる要介護認定を受けた時点で市内に所在する居宅介護支援事業者一覧の同封、各居宅介護支援事業所等の主立った事業所に、本市の作成したパンフレット等を配布し、情報提供の一環として活用を促してきました。

しかし、平成 17 年 10 月には介護保険法の一部改正、さらに平成 18 年 4 月には制度全般の改正が行われ、予防重視型の制度へ大きく転換されます。

特に、要介護認定における軽度者や要介護状態となるおそれのある者に対する新たな介護予防ケアマネジメントなどの地域支援事業が実施されること、それらの普及・適正実施のための高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)を設置することなど、その実施体制が大きく変化することとなり、これらの周知並びに情報提供が重要な課題であると言えます。

< 今後の課題 >

今回の改正の趣旨や新しい体制について、広報、パンフレット作成等の他、高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)の活動や介護予防等の事業を通じ、さまざまな機会をとらえ、多様な広報手段を活用して周知を進めていきます。

高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)運営協議会、高知市居宅介護支援事業所協議会等と連携して、ケアマネジャー及びサービス提供事業者への情報提供を行い、利用者のサービス選択に際して情報が得られやすい体制づくりを進めます。

介護相談・苦情への対応

<現状と課題>

介護保険や保健福祉サービス全般に関わる各種相談については、これまで、介護保険課、元気いきがい課、健康づくり課、市内 17ヵ所の地域型在宅介護支援センター及び市役所に設置している「介護保険相談コーナー」等で行ってきました。

また、平成14年12月から、身近で気軽に立ち寄れる場所として、地域にある薬局で「介護まちかど相談所」が開設されています。

一方、介護サービス事業所においては、利用者やその家族からの相談や苦情に対応するよう、利用に際して、具体的な対応方法について説明し、事業所内への掲示が義務づけられており、生活相談員など担当者が疑問や不満などの解消のために対応を行ってきました。

苦情への対応については、制度の浸透とともに、個別具体的なものが多く寄せられるようになったことから、保険者として直接調査に出向くなどの対応を実施するとともに、県及び高知県国民健康保険団体連合会等の関係機関との連携を図りながら、解決に努めています。

相談・苦情への対応体制は充実してきましたが、まだまだ利用者やその 家族がサービス事業者に直接ものを言いやすい環境にあるとは言えません。 苦情を言いやすい環境づくりが今後の課題となっています。

< 今後の方向性 >

介護に関する相談は、在宅介護支援センターの役割を再編し、新たに設置される高知市地域高齢者支援センター(地域包括支援センター)とその出張所(ブランチ)を設置して、介護保険等の相談体制の充実を図ります。

また、苦情への対応としては、新たに市町村に付与された立入検査権限 をいかして迅速な対応をしていきます。

事業等

・介護保険における介護相談・苦情対応体制(介護保険課)

••••••

監査体制の充実

<現状と課題>

現在、介護保険課における実地指導の権限は、介護保険法第 100 条に基づく介護老人保健施設に対するものに限定されており、その他の事業所については、法第 23 条に基づく保険給付に関する調査として位置づけられています。

このため、社会福祉法に基づき健康福祉総務課が実施している社会福祉法人に対する実地指導並びに老人福祉法に基づく実地指導に併せて、保険給付に係る処遇部分について、特別養護老人ホームに対する指導を行っています。

在宅サービスに関しては、現在事業者指定を行う都道府県に指導監査権限があり、市町村には直接的に指導する権限はありません。したがって、寄せられる苦情や相談などのうち、指導を要すると判断されるものについて、法第23条による調査を実施してきました。

介護保険事業を運営する保険者として、適正なサービスの実施を促し、 質の向上を図ることは必要不可欠な責務と考えておりますが、指導できる 環境を整えることが今後の課題となっております。

<今後の方向性>

今回の改正に伴い、新たに実施される地域密着型サービスや予防給付に係る指定介護予防支援事業者については、市町村が事業者指定を行うことから、直接指導を行う権限が付与されました。また、都道府県の指定する介護給付事業所及び介護予防事業所についても、立入検査権限が付与されました。

事業者指定を行った責務としての指導とともに、保険給付を行う立場から都道府県指定の事業者に対しても、適切な保険サービスの提供体制の確立と質の向上に向けた指導を行ってまいります。

- ・地域密着型サービス並びに指定介護予防支援事業者への実地指導(介護保険課)
- ・都道府県指定事業者への立入検査の実施(介護保険課)

編集・発行

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市健康福祉部

健康福祉総務課 TEL:088-823-9440 介護保険課 TEL:088-823-9927